



第29回会合における構成員等からの主なご意見

2021年9月14日
事務局

誹謗中傷・偽情報への対応に関する現状と課題

- 今回、モニタリング等により、こういった構造になっているのか、どこに問題があるのかが分かってきた。特に今回の中間のとりまとめでは、課題を明確にするということで、非常にいいまとめになっていると思う。その上で、モニタリングに関しては、違法情報、フェイク、誹謗中傷もそうですが、今後こういったものをつくっていくのかに注力していかないといけないと思う。連続性があることが非常に重要。ここまでは、それぞれ自主的な取組で、それぞれの企業の考える指標の出し方となっているが、この辺りがもう少しまとまって比較可能になっていくことが重要で、それに関して、研究者や、総務省、あるいは民間団体が何らかのまとまったものをつくっていくことは、今後必要になると思う。【寺田構成員】
- 今回の中間とりまとめは、ある意味、事業者に対しての警告という意味があって、非常に重みがあるものと思う。ここまでの課題に関して事業者としてちゃんとした回答を出せなければ、法制度といった厳しいものにだんだん向かうということが明確になってきているということで、そういった意味で重みのあるものだと思う。ただ、ここで少しだけ気になっているのが、タイトルが「プラットフォームサービス」となっていますので、どうしても視点がプラットフォーム事業者に向けられがちですが、今回の問題はほとんどがそれ以外の周辺の事業者も含めたエコシステムの問題と見ることができるので、こういった流通経路において誰が責任を持って対策するかを次の段階ではもう少し明確にして、実効性のある対策が可能となるような具体的な制度や共同規制を考えていただきたい。【寺田構成員】
- 本当に多岐にわたる論点を扱って、しかもモニタリングもしっかりした結果、中身としては引き締まった、また時代の要請をしっかりと捉えたものであると思う。特に、警告として事業者の皆様を受け止められるべきものであること、それがしっかり書かれていて、透明性やアカウントビリティの確保がなされなければ法制度の対応もあり得ることがはっきり書かれているところがよかった。【森構成員】

誹謗中傷・偽情報への対応に関する現状と課題

- 15ページ、事業者ヒアリング結果について、このマルバツのところが我々のレポートとして一般に出たときに非常にインパクトがあるのではないかと思うため、ここはしっかりとヒアリングした結果であることを書いていただき、慎重に表現していただければと思う一方で、ここをもっと本来掘り下げていくことが大事と感じている。なぜかという、これだけの差が出るということは、それだけ各事業者の考え方やポリシー、実際のビジネスとしてどのように考えているのかということの一つの表れではないかと思う。これをいかに平準化していくかを今後していったらいいのかというのは、これは今後のこのプラットフォーム研究会で検討する価値があると思っており、ぜひこういうヒアリングの結果が出たことを大事にして、今後のいろいろな政策を含めて見ていくことは重要。その中で、ワールドワイドなレベルのものとローカルなものというところの切り分けも含めて、今後はより精緻に見ていくことが大事になってくると思うので、そういう点についてもさらに深めていければと思う。【手塚構成員】
- 分析的な視点として偽情報の問題の中で、64ページの⑤利用者情報を活用した情報配信への対応や、政治広告も併せてここで取り扱うこと、実は偽情報と政治的広告が一体的に使われて社会の分断を招く、あるいは選挙の結果に影響を与えることがあり得ますので、それをしっかり併せて把握をして、さらにそこに利用者情報の利用も踏まえて問題点を指摘されているので、全く非常に重要な現代の課題に対応した取りまとめになっていると思う。【森構成員】
- 情報流通環境全体を捉えた視点という書き方があるが、実際にこういうステークホルダー全部を通じたアプローチは非常に重要ですので、ぜひこの提案をさらに進めていただけたらと思う。【崎村構成員】
- 今日の状況認識として、いわゆるプラットフォームサービスも多様化しており、特に近年の新型コロナウイルス感染症関連の対応などを拝見すると、第三者のコンテンツの単なる導管というよりもむしろ、伝統的なメディアに近い機能を果たすような場合もあると思う。その意味でも、法的な義務への違反が問われている場面ではないところで、総務省が表現内容に基づく評価を直接的に行ったと受け止められることのないように、例えば資料1の15ページの一覧表にあるマルバツの記載ですけれども、そこでのバツの意味は「記載がなかった」旨を明記した上で、関連の事業者の方々に説明を尽くして、必要な事前の経手を経たものと理解している。【山口構成員】

**誹謗中傷・偽情報への
対応に関する現状と課題**

- マルバツ表について、説明が特に欠けているところはないと思う。表の下の※を読んでいただくと、どういうことかが書かれている。他の構成員の懸念はネガティブな印象を与えることだと思うが、実際ヒアリングの場でお話を伺って、この表のとおり印象を持ちましたので、これについて特に丸めて表現することは必要ないと思う。また、例えばここにバツと書かれている部分については、十分でない、あるいは情報がないと伺ったが、そういうことについて、はっきりこちらのメッセージや受け取り方を伝えないと、先方でも対応がしにくかったり、こちらの要望が伝わらなったり、何をしてほしいんだというのが分からなかったりするかと思うため、この表はこのままの形ではっきり公表するのがいいと思う。【森構成員】
- 今回こういったプラットフォーム上の情報流通がこれだけ明確に正確に記述されて方向性が出されたことは極めて重要なことであると同時に、まさしくこの課題は、我々がプラットフォームサービスを使い続ける限りにおいて、重要性が増えることはあっても減ることはないため、ぜひ継続的なモニタリングを、制度化も視野に入れて検討をしていただくことが望ましい。そして、制度化に当たって、恐らくこういったプラットフォームならではのリスクとその対応は、テクノロジー・ニュートラルといった側面も極めて重要だろう。最初、フェイクニュースをこの検討会で議論をしてきて、そして誹謗中傷という問題が重要になったのでここで取り扱い、また、さらにこれから様々な、そのほか関連する問題が生じてくるであろうといった中で、ニュートラルに対応できるような透明性とモニタリングの枠組みというものを、制度的にどのように考えていくかが重要ではないかと感じている。【生貝構成員】
- 資料1の第1部第3章の複数箇所及び最後の119ページ目の「おわりに」で、「法的枠組みの導入」等が記載されていますので、今後、評価の手续や基準の一層の明確化・明文化とともに、具体的にどこまでが自主的な対応として事業者の方々に求められているのか、また、共同規制的な枠組みでは難しいところですが、誰が何の行為に対して法的義務・責任を負うのかなどについて、さらなる明確化・明文化も、難しい課題になると考えている。【山口構成員】

**誹謗中傷・偽情報への
対応に関する現状と課
題**

- 64ページ⑤利用者情報を活用した情報配信への対応、ターゲティング技術の悪用による問題について、コンテンツとしての偽情報、それから広告としての政治広告の話がありますが、これは結局利用者情報を膨大に集めてということですので、これは第2部の話になる。そういう一体的な問題なので相互リンクをするというようなことを書いていただく方がいいと思う。それによって、利用者情報側で守られるべきは個人の権利だけではなくて、社会的法益であったり、国家的法益であったり、そういうものにも影響し得ることが表現できるのではないかと思う。【森構成員】
- フェイクニュース等の問題は、言い換えればジャーナリズムの問題だと思う。つまり、フェイクニュースが仮にネットの世界で広がったとしても、既存のメディア（新聞やテレビ）がそれと向き合って、冷静にかつ鋭くファクトを提示していくことによって、一定程度、フェイクニュースの弊害も抑えられる可能性がある。他方で、こういった既存メディアが、アテンションエコノミーに飲み込まれてしまって、フェイクニュースをかえって拡散してしまう、フィードバックループのようなことがあったり、あるいは誹謗中傷もさらに悪化させてしまうという問題もあり得るのかと思う。そのため、ジャーナリズムの側が一層その役割を果たしていくことが重要で、その点、今回、38ページ辺り、プラットフォームとそれからメディア側との間の関係者間での検討というのは非常に重要なところだと思う。もちろんメディアの自律性を、報告書で突っ込んだことを書くのは難しいとは思いますが、メディアの側もこういった状況を受けて、これからのデジタル社会における報道に関する新たな倫理規範などを作っていくことも、他方で求められていくのかと思う。そういったところまではこの報告書では書かれていませんけれども、このコミュニケーション、この関係者間での検討というのはそういう意味でも非常に重要だろうと思う。【山本構成員】

利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 利用者情報ワーキングにおいて、利用者端末情報とクッキー等とそれにひもづく情報についての保護の在り方についての議論があったが、報告書106ページに、電気通信事業法等における規律の内容範囲等について、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ具体的な制度化に向けた検討を進めることが適当という結論をつけていただいております、私もこれに賛成です、利用者情報ワーキングの多くの委員の方が、そうすべきであると、法規制を検討すべきであるという御意見であったことを報告したい。その背後には、2019年の中間報告書の宿題である、「利用者の端末情報が・・・の事業者によって利用者の意思に反して取得・活用されていたとすると、通信の秘密の対象であるか否かにかかわらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得る。端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、今後検討が必要」に込めるものになっているということ。単なる自主規制あるいはモニタリングにとどまらず、具体的な法改正をして進めるという、一つの結論をつけたということ、中間報告書の宿題にも込めるものである。【森構成員】
- 通信関連プライバシーとして把握するというのもこの中間とりまとめに書かれているが、プライバシー上の適切な保護が必要である、そういうユーザーデータであることを通信関連プライバシーと言っていると理解した。日本の個人情報保護法は個人情報の範囲が狭く、クッキーとそれにひもづく情報だけでは個人情報として扱われない。そのために、その部分については個人情報保護法の規制がなく、自由に流通してしまう状態があるわけだが、そこがプライバシーを侵害するおそれがある。日本の個人情報ではなくてもプライバシーを侵害するおそれがある、プライバシーとしての保護に値するというので、通信関連プライバシーと呼んで法的保護の対象にするということだと思う。実は2019年の中間報告書には、制度の国際的ハーモナイゼーションを意識すべきであるという項目があり、国際的に見て、欧米だが、同じような社会を持っているところとルールが違うというのはよくないだろう。日本だけパーソナルデータに対する保護が低い、保護が欠けている部分があるのはよくないということが、2019年の中間報告書に記載されていた。海外では、個人情報ではないクッキーやそれにひもづく情報についても、法制度によって保護がされているので、この法的義務の導入ということは、部分的ながら2019年の中間報告書のルールの国際的ハーモナイゼーションという要請にもこたえるものである。【森構成員】

利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 個人情報に限られないプライバシー保護について、制度的に手当てが必要。そのアプローチとして共同規制的な対応を明確に記載していただいたことは非常に大きな前進で、大変よかった。それと同時に、一方的な規制の話ではなく、今回の中間とりまとめは本当にどうすればいいのかという事業者に対しての対策に資するような情報の提供や事例の紹介もたくさんあり、今後ベストプラクティスも提供していくという話になっていますので、官民の共同作業として今後進められていくことが明確になってきているということで非常に画期的で、今後非常に期待できるのではないかと考えている。【寺田構成員】
- eプライバシーの取組等を参考にした具体的な制度設計に大変賛同する。そして、適切に触れていただいているとおり、そして、これから先の課題をどう考えるかといったときに、WGで申し上げさせていただいたが、利用者情報の扱いに関して、恐らく大規模なプラットフォームサービス特有のリスクへの対応が必要。そのことについて今後様々な在り方を考えていく上では、これはDSAと極めて共通するところであり、あるいはまた、別途デジタル市場競争本部等で検討が進められている競争政策的なアプローチとの関わりというのも強く意識して、具体的な施策を進めるとよいのではないかと思う。【生貝構成員】
- 109ページ、デジタル開示に関してガイドラインという可能性に触れていただいて、感謝。これは本当に、せっかく今までデジタル事業者が、個人情報開示の段階になると、なぜか紙で開示することになっていたが、今後、デジタルデータ活用を前面に押し出している電気通信分野の事業者の方々が、機械読み取り可能ではないPDFでデータを返すようなことは、できるだけないようにといった観点からも、こういったことは積極的に考えていただけるとありがたい。【生貝構成員】
- 特に法的枠組みの導入について、技術的には難しい問題が出てくるかと思う。クッキーの取扱い一つについても、例えばAppleとGoogleで規制の方向が違ったりして、非常に悩まれているような事業者さんもたくさんいるため、ぜひこれを考える枠組みの中にも、そういった方々の意見も入るような形で、マルチステークホルダーの中に入れるような形で、検討をお願いしたい。【崎村構成員】

利用者情報の適切な取扱いの確保について

- 利用者の立場から考えると、事業者の方は努力して、いろいろな施策をしているが、それがどう利用者につながるのかという視点を入れながら対策をしていただきたい。個人情報には目に見えないものなので、一度漏れてしまったらどこに行ってしまうか分からないという恐怖を私は常に感じているが、普段は利便性のほうが先になってしまい、同意を軽く読んでしまいがち。一般の方を見てみますと、こんなに一生懸命いろいろなことをやっているんだという事業者よりも、こんなに使いやすいんだ、面白そうだというサービスにどうしても行きがちだと思うが、利用者の信頼感に応えられるような事業者・プラットフォームであってほしいと常々感じているため、ぜひそうなっていくように、今後も事業者、そして行政、消費者も、お互いにコミュニケーションを取っていくことが必要ではないか。【木村構成員】